

福祉

国民健康保険料の引き下げについて

平成26年には約3割減少すると推計されている。町としては、この推計が

はずれるよう制度の更なる周知を図りながら子育て支援を行っていききたい。

Q・国民健康保険料の軽減を図るために「資産割」を段階的に廃止し、そのしわ寄せが所得割に及ばない様に一般会計から、これまでの分の上のせをして繰り入れを行うべきと考えるがどうか

A 国民健康保険は、事業運営の主体である市町村などの保険者が保険給付、保険料の賦課徴収等の国民健康保険事業の経費の一切の事務を行う一方、国民健康保険の加入者である被保険者は、保険給付を受ける権利を有するとともに保険料を納める義務を負っているという基本的関係を基礎に成り立っている。その基本的関係に医療給付を行う保険医療機関及び保険薬局、医療費の審査支払いを行う国民健康保険団体連合会が介在し、そして、これらの一連の運営が

また、財政の仕組みとしては、国保事業は、市町村の事務事業のなかにおいて独立した事業であり、特定の収入を財源として特定の支出に充てるものであり、その事業運営を一般会計と区分して行うため、政令で定める特別会計を設けて運営をしている。

収入財源の一つである町の保険料は、応能原則に基づく「所得割額」及び「資産割額」と、応益原則に基づく「被保険者均等割額」及び「世帯別平等割額」との4方式により賦課している。

また、保険料には、低所得者層の負担を軽減し、社会保障制度としての国保制度を充実するため、軽減制

度があり、賦課期日において一定の所得以下の世帯に対して応益原則による「被保険者均等割額」及び「世帯別平等割額」を6割又は4割減額して賦課している。しかしながら、現行の制度では、「被保険者均等割額」及び「世帯別平等割額」は減額の対象になつても応能原則による「資産割額」については、軽減制度がない。

資産割については、加入者が町内に所有している土地や家屋の固定資産税評価額に基づいて、その資産に見合った応分のご負担をしていただくよう賦課をしているものであるが、なかには、居住用家屋などの収益を生み出さない不動産も含まれているため、特に年金生活者で持ち家のある方のご負担が、大きくなつてきているようである。

また、「資産割」については、職域を対象とする被用者保険や後期高齢者医療保険には、保険料の算定方式に入っておらず、県内の他の国民健康保険の保険者にあつても廃止していると

ころもある。町においても廃止する場合に加入者の方々に影響のないようにするには、どうしたらよいか、現在、町の国民健康保険運営協議会において、一般会計繰出金のあり方や資産割の段階的廃止など様々な角度から審議していただいているところである。

後期高齢者医療制度の廃止、被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図ることを目的とした、医療保険制度改革に向けた検討が開始され、平成22年度からは、市町村に対する支援方針の都道府県策定など医療保険制度の安定の運営を図ることや雇用対策の一環として非自発的失業者の国保保険料軽減策も実施された。また、平成21年度から資格証明書世帯に属する中学生以下の被保険者に対しては、資格証明書ではなく、6か月有効の短期被保険者証を交付することとされたが、平成22年7月1日から高校生世代に拡げられた。

このように、国民健康保険は、国保運営及び国保財政の安定化、高齢化の進展及び低所得者層の増加等への対応、医療保険制度の財政危機への対応及び安定的な運営の確保、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくなど、その時々、様々な政策が実施

平成18年には、「国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくため、医療制度改革大綱に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等を目的として医療制度改革関連法が制定された。」この改正から、平成20年度、後期高齢者医療制度がスタートした。

最近では、民主党政権政策マニフェストに基づき、

Q・国保に対する県の助成について

A 国民健康保険は、制度発足以来、毎年のように、制度改革が行われている。

平成18年には、「国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくため、医療制度改革大綱に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等を目的として医療制度改革関連法が制定された。」この改正から、平成20年度、後期高齢者医療制度がスタートした。

最近では、民主党政権政策マニフェストに基づき、

後期高齢者医療制度の廃止、被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図ることを目的とした、医療保険制度改革に向けた検討が開始され、平成22年度からは、市町村に対する支援方針の都道府県策定など医療保険制度の安定の運営を図ることや雇用対策の一環として非自発的失業者の国保保険料軽減策も実施された。また、平成21年度から資格証明書世帯に属する中学生以下の被保険者に対しては、資格証明書ではなく、6か月有効の短期被保険者証を交付することとされたが、平成22年7月1日から高校生世代に拡げられた。

このように、国民健康保険は、国保運営及び国保財政の安定化、高齢化の進展及び低所得者層の増加等への対応、医療保険制度の財政危機への対応及び安定的な運営の確保、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくなど、その時々、様々な政策が実施

Q・資格書発行等について

A 資格証明書の発行については、被保険者の利便と保険料負担を公平なものとするため、また国保財政の健全な運営を図るため、今後においても発行してまいりたいと考えている。

